

議案第 89 号

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 15 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

瑞穂町議会の議員の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「（以下「手当額算定の基礎額」という。）」を
削り、「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に、
「100 分の 182.5」を「100 分の 187.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

(平成30年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成30年3月に支給する期末手当については、改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の30」とする。